

湖州莊氏の史案と參訂の史家

湯 淺 幸 孫

【要約】順治十八年に起り、康熙二年に結着した、湖州南潯の莊史の獄は、周知の事件であるが、『清代文字獄檔』にも見えず、史案の本末を傳へるものは、記載に異同があり、にはかに是非を定め難い。先年、上海で印行された潘景鄭の『著硯樓書跋』には、傅以禮輯『莊氏史案本末』に就いて、傅氏の搜輯の功を稱してゐる。そこに引く資料の中、費三圻の『恭菴筆記』以外は、筆者もかつて目を通したことがあるが、莊氏と交誼のあった陳寅清の『榴龕隨筆』以外は、傳聞に基づくものが多い。陸華行女史の『秋思堂遺集』にしても、四十年も昔の幼女の思い出を語つてゐるにすぎぬ。

しかし、事件の關係者の一人であつた查繼佐の『年譜』その他の史料によつて、傅氏の引く諸家の記載を補訂することができる。今、機會を興へられたので、この事件の始末を概観し、併せて、この事件に連坐し、非命に斃れた歴史家の吳炎と潘禪章、これも無實の罪に問はれた浙江の名士查繼佐と陸圻とを、いささか顯揚しようとした。

史林 五一卷四号 一九六八年七月

一

滿洲から中原の地に入り、やがて明の全版圖を手中に收めた清朝が、組織的にとりかからなければならなかつたのは、漢人を籠絡して知識人の不平を和げ、故國眷顧の念をそらし、新王朝に對する歸依と信頼とを確保することであつた。

その方策は、もとより一にして足らぬが、或は、科擧によつて利祿の士を誘ひ、或は、制科を開いて山林文學の士を收め、知識人を羈縻することに努力したのである（清朝の制科は、康熙十七年の博學鴻儒、雍正十一年の博學鴻詞、乾隆元年の博學鴻儒〔霞外摺屑〕七。雍正十一年四月八日。奉詔擧博學宏詞。與康熙己未之稱博學鴻儒者異）、そのほか、孝廉方正、經學、召試、下つて光緒中の經濟特科がある。但し、明清人が

「制科議」とか「制科策」とか稱する論文は、通常の進士の試験のことを云ふ。顧炎武のいはゆる「今以殿試進士、亦謬謂之制科」がこれであるが、沿習の久しき、あながち謬稱とも云へまい。

或は屢次の南巡召試に、詩賦を獻じ著述を呈するものは、これを「獎紋」し、士を待つことの厚きを示した。順康雍乾四朝の開館修書のこと、文士を牢籠し、勝朝の遺老を字裡行間に老いさせ、新附の諸臣を書史套裡に困しめて、英雄の心志を消磨する長策であつたと云へよう。

他方、順治の初めから乾隆の末に至るまで、しばしば文字の獄を興して、新朝を詆毀するものには、假借なき彈壓を加へた。そのため、或は戮夷され、或は重謫に罹り、とくに乾隆時代には一字の違礙も許さず、もし犯すものは、本人兄弟子孫はみな處決され、妻妾幼子は寧古塔尙陽堡等に流されるなど、慘酷な刑罰が行はれたのである。それに例へば、雍正朝に浙江總督であつた李衛の「海案」のやうに、官憲の點數か、せぎから、大獄を興すこともあり、且又この種の事件には、恐喝と賄賂とがつきものであるし、籍沒した財産の一部を褒賞として與へることもあるから、無賴の徒による告訐の風を馴致したのである(例へば、程廷祚

「紀方輿紀要始末」『青溪文集』續編三所收をみよ)。

順治十八年に起り、康熙二年に結着した莊氏の史禍は、このやうな時代の比較的初期に勃發した文字獄の一事例で、そのあらずちはすでに周知のことであるが、清代著述家のこの事件の始末を傳へる資料を読むに、記載に異同あり、是非に彼此あり、史實を夷考することは必ずしも容易ではない。

二

莊氏史案の本末を傳へる文獻で、すでに管見に及ぶものに、翁廣平『書湖州莊氏史獄』、陳寅清『榴龕隨筆』、陸莘行『老父雲遊始末』(『秋思堂遺集』)、婁東無名氏『研堂見聞雜記』、楊鳳苞『記莊廷鑑史案本末』(『秋室集』五)、顧炎武『書潘吳二子事』(『亭林文集』五)、劉獻廷『廣陽雜記』四、全祖望『江浙兩大獄記』(『鮚埼亭集外編』二十二)、これらを集成した虞山黃人輯『大獄記』、沈起『查東山年譜』、平步青『霞外摺屑』一、吳振棫『養吉齋餘錄』四、その他があるが、いづれも小舛を免れないやうである。

これらの中で、もつとも精しいのは、翁廣平の史案本末

であらう。諸家の記載に異同のあるところから、その理に近いものを取つて正文とし、餘を附注としたと云ふ。翁廣平（一七六〇—一八四一）は江蘇吳江の人。字は海琛（一に海村に作る）。書家または畫家としても知られてゐる。その『聽鶯居文錄』三十卷は、姚鼐の序文とともに、すでに傳はらない。近年、わが國語學者も注目する『吾妻鏡補』三十卷の著作があり、これはまま鈔本が傳はつてゐる。（因に、『吾妻鏡』に就ては、朱彝尊、張金吾、翁廣平の友人徐康が言及してゐる。）その他、『續松陵文獻』若干卷、『日本著書目』の著があると云ふが、いづれも傳はつてゐないやうである。『書潮州莊氏史獄』は、幸ひに范鎔が『潯谿紀事詩注』に収録したので、史家の稱するところとなり、劉承幹によつて刊行された『嘉業堂叢書』中の『查東山年譜』にも、管庭芬の跋文を添へて附載してゐる。

これよりやや簡略で要を得てゐるのが、楊鳳苞（一七五四—一八一六）の記事である。楊氏は潮州歸安の人、字は傳九。諸生のままで生涯を終へたが、かつて阮元の知遇を得て、詒經精舎に招かれたことがある。晚明史の故實に通じ、「南疆逸史跋」十二篇で盛名を獲た。その『秋室集』

（秋室の語は、李賀の「綠章封事」詩の「揚雄秋室無俗聲」に基づくであらう）を覽るに、明末清初の諸老を顯揚しようとする意圖がうかがはれる。道光以後になると、鼎革の際の史實を語ることが一時の流行となるが（文字の禁が、正式に解除されたのは咸豐年間のことである）、翁楊二氏はかかる氣風の先驅である。

さて、ここでは楊鳳苞の史案本末に従つて事件の梗概を述べ、併せて、吳炎・潘樾章・查繼佐・陸圻の修史のこと
に言及しよう。

三

「莊廷鑑、字は子襄、先世は吳江の人、その祖始めて烏程の南潯に遷居す。父允城、字は君維、貢生となる。三子を生み、廷鑑はその長なり。少くして瘋疾を患ふ。良醫を延きてこれを治むるに、疾愈ゆればまさに目を損ずべしと謂ふ。これを試みるに果して然り。廷鑑、遂に妄りに盲史を以て自ら居る（案するに、「太史公自序」に云ふ、「左丘、明を失ひ、それ國語あり」と。その家、故の相國朱文肅公の家と鄰りす。困りて文肅が『史概』の未刻列傳稿本を購ひ

得て、乃ち賓朋を招き、群もて増損修飾をなし、論斷はなほ朱史氏と署す。又、天啓崇禎兩朝の事を續纂す。その中に指斥の語多し^①。名づけて『明書輯略』^②といふ。書成りて廷鐘死す。允城これを痛傷し、ために故の禮部主事李令哲（字は霜回、歸安の人。崇禎十三年の進士。國亡びて歸郷す。著『福京大事略』あり）に乞ふて敘を撰せしめ（李の同年陶鑄の代作と云ふ。陶、字は子固、烏程の人）、吳越の名士十八人を列ねて、參閱の十八人のものとす。歸安の茅元銘、吳之銘、吳之鎔、令哲の子祜燾、元銘の子萊、烏程の吳楚、唐元樓、嚴雲起、蔣麟徵、韋全祐、全祐の子一□、吳江の張雋、董二酉、吳炎、潘樾章、仁和の陸圻、海寧の查繼佐、范驥なり。

始め天啓中、文肅すでに『史概』五種を雕る。大政・大訓・大事の三記、開國・遜國諸臣の二列傳、版心みな清美堂と雕る。莊氏の史もまた清美堂と雕るは、その版式の整齊を欲するのみ。順治十七年冬、刊成り、頗や世に行はる。陸、查、范の三人いまだ書を見ず、しかるにその名は參閱中に在りと聞く、ここに於いて年の十二月、各々檢して學道胡尚衡に呈す。胡は湖州府學教授趙君宋に飭しめて檢舉

せしむ。君宋この書を買ひて磨勘し、毀謗の語數十百條を摘出し、學道に申覆し、又、學宮の門に列ね掲ぐ。允城上下に賄を行ひ、書中の忌諱の處を竄易し、數十葉を改刊し、^{なほ}仍然も印行す。又、巡道張武烈に賄し、君宋の私款を持す。君宋敢て較さず難やや已む。これより先、莊、前の巡道王允祚を拜して門生となる。已にして王、通政使に官たり。莊、その聲勢を籍り、改刊せる『明書』を以て禮部、都察院、通政司の三衙門に呈し檢察せしめんとす。推官李煥、申文を斥くるも、遂にすでに部院の檢察を経て、便ち逆書の語あらざるあり、事、銷弭すべしと謂ふ。」

これによると、莊史は、朱國禎の『皇明史概』共五集一百二十卷（崇禎五年刊）の未刻の列傳稿に、天啓崇禎二朝の事を加へて編纂したもののやうである。莊允城は明季の歲貢生で、復社に入り、望氣術を善くし、事によつて巨富を得たと云ふ。長子の廷鐘は年十九のとき拔貢生に選ばれたが、間もなく盲目となつた（崇禎平）。同邑の豪商朱佑明の女を娶つてゐるが、朱は奸悪な手段で産を成したらしく、人命を草菅し、そのため家を破るものが無數であつたと云ふ。朱國禎の清美堂の扁額を買ひ取つたのがこの朱佑明で、

それには董其昌の書款があり、「朱老年親臺」と書かれてゐた。後にこれが禍のもととなつたことは、楊鳳苞の「記朱佑明」に詳しい。朱國禎には周知のやうに、『湧幢小品』といふ筆記小説體の考證の書がある。萬曆十七年の進士で、累進して禮部尙書兼文淵閣大學士となり、天啓中、内閣の首輔の地位に在つた。禁中の祕書や檔案等を覽ることができたので、『史概』のやうな浩瀚な史書を著したのであらう。

參訂者は、翁廣平によれば二十四人である。楊鳳苞の擧げてゐるのは、この中の主要な人物であらう。彼等の事略は、『秋室集』や『榴兪隨筆』に見える。十八人以外にや名の聞えたものに、烏程の閔聲、字は毅夫がある。黃宗羲の「雪蓑閔君墓誌銘」（『甯雷文約』所収）はその事跡を傳へる。范驥、查繼佐、陸圻の三人が、莊史と關係の無かつたことは、陸圻の長女陸莘行の『老父雲遊始末』にも見えるが、吳炎と藩樞章も、いまだ莊史を寓目してゐなかつたと云ふ（戴笠「藩樞章傳」『碑傳集補』所収）。

つづいて『秋室集』に云ふ。

「いまだいくばくもなく、李廷樞、吳之榮またその事を

發く。初め廷樞は督糧道に任ぜられ、之榮は歸安の知縣に任ぜらる。賊款を對揭するを以て各々絞罪に坐し、獄に繫がれ、赦に遭ひて出づるを得たり。二人浙中に流寓す。越えて二年、莊史の事を聞き、廷樞、初刻書を買得す。たまたま湖州の知府陳永命はその分房取る所の士なり。書を以てこれに授け奇貨居く可しと謂ふ。永命、（莊より）賂を得て、『明書』の版をもつて庫（府庫）に貯へしめ、元書を檢して李に還す。李は毫も獲る所なし。また書を以て之榮に授く。蓋し、（李と吳とは）始め相惡み、繼で相好み、又婚姻を結べるなり。之榮挾みて以て莊氏を恐嚇す。莊氏すでに部院に呈し理を爲さざるを恃む。（吳）乃ち鎮浙將軍柯奎を搆ぎ、まさにその逆書を奏せんとす。允城懼れて府學生徐典に屬して居問せしめ、松江提督梁化鳳に千金を餽る。梁ために書を致して奎に禮し、事解くを得たり。之榮憤りて親しく莊氏に詣り、その稍餽を覘み以て慝を解かんとす。莊またこれを巡道に訟ふ。（巡道）責めて旗に歸らしむ（之榮は旗下の人である）。之榮ますます憤り、辭し行るに藉口し、はなむけ 贖を董漢策・朱佑明及び允城の三家に索む（董漢策は董說の子であらう）。董贖るに三千金を以てする

も、莊・朱みな許さず。之榮また莊・朱の門に踵るに、兩家の男子走り避け、僕婦婢女をして群出してこれを辱罵せしめ、巡道をして佐貳官を遣はし、兵役を率ゐて、立ちどころに逐ひて境を出さしむ。之榮憤ること甚だしく、誓つて警恥を雪がんとし、都に入り、詆斥の語を簽標し、朱史氏は即ち朱佑明なる一條を補刻し、書内に添入して、願命の四大臣に奏記し上聞す。滿侍郎羅多等に命じて駢はなを馳せて湖州に至り、府庫貯ふる所の『明書』の版を取らしむ。

知府譚希閔は任に溜みて甫めて半月、憎として逆書の云何いふんを知らず。羅多諷するに賂を以てするも希閔應ぜず、遂にこれを銜む。允城を械して都に至る。時に康熙元年冬十月なり。」

してみると、この事件は、李廷樞とそれに使喚された吳之榮によつて發き立てられ、吳が莊朱等を恐喝したが果さず、都に出て願命の四大臣に訴へたことから大事に至つたもののやうである。四大臣とは、『溥谿紀事詩注』に引く高士奇『金鑑退食記』によると、索尼、鼈拜、遏必隆、蘇克薩哈の四人で、世祖章皇帝の願命の大臣である。

さて、この事件は次のやうな結果をたどつた。

「允城部に赴き、刑訊せられ毒楚に勝へず、獄に瘦死す。その屍を磔す。明年正月、再び吳・戴二滿侍郎に命じて杭にゆかしめ、その獄を讞る。之榮の首告するに當り、ただ莊・朱の二人を恨むのみ。餘人と仇なく、又夙に令哲と相善し。故にその書、敍文及び參閱の姓名數葉を毀去せり。諸罪人を執へて會城に至るに迨び、滿州軍營に鎖禁せられ、佑明と君宋と同一ひと一處に繋がる。佑明これを哀みて曰く、公、首先して擧發することを爲さば、必ず重賞を受けん。

もしわが全家を救ふことを得ば、まさに家資の半を以て報となすべしと。君宋貪りてこれを許す。遂に、此書全からず、姓名また眞ならず、我に初刻の全本あり、姓名一の參錯なしと云ふ。すなはち書中、朱史氏は即ち朱佑明なりの一條なきを以ての故なり。君宋の書いてより、參閱の十四人、敍を撰するの李令哲、皆凌遲せられて死す。(時に、參閱の董二酉はずでに前に死し、查・范・陸の三人は罪を免る。故に十四人と云ふ。)又、株連の嫗族友鄰、疊疊として獄に滿つ。君宋もまた逆書を藏棄するに坐し斬に處せらる。佑明まことは史事に豫あきららず。然れどもその家に清美堂扁を懸かく。文肅の故物なり。之榮、禍を嫁し、即ち據となすを以てま

た凌遅せらる。死案既に定まり、廷鑑の棺を斲り、その骸骨を灰にし、その弟廷鉞及びその子弟と、諸罪人の昆弟子孫と、年十五以上のものは均しく斬決せらる。妻女は藩京の披甲に配して奴となす。希閔の絞死するは、羅多これを陥るるなり。煥もまた絞せらる。部院司の堂官罪を懼れ、屬して煥を殺し以て口を滅せしなり（李煥は寧國の人。順治九年の進士で、湖州府推官であつた。禮部・都察院・通政司の高官が、己に罪の及ぶのを恐れ、莊氏の申文を斥けた李煥を殺し、その口を封じたのである）。永命は元年冬の大計を以て官を罷め、行きて山東臺兒莊に至り、事の發るを聞き、罪を畏れ旅店に縊す。是に及び樞を追ひて杭に至り、屍を戮す。その弟江寧知縣永頼また斬られ、妻子は並に官に没入す。歸安の訓導王兆禎、烏程の教諭に署せられ、數日ならずして事起る。羅多、莊廷鉞の學に在るを發ぎ、兆禎を拘禁す。諸生五人即ち名を参閲中に列ぬるもの及び縣役戈明甫と誤信せられ、暫くして釋さる。（これより先、莊允城の捕へられて北京に送らるるや）廷鉞、京にゆきその父を視る。允城、獄中に斃れ、廷鉞その餘齒を收め、明年二月に到り南歸す（このため王兆禎が絞罪になる。廷鉞は五月に杭で斬られた）。

兆禎己に重囚を縦放するの罪に坐して絞せられ、戈明甫は論斬せらる。之榮また奎（柯奎）の情に徇ひ奏を匿すを質す。奎、抵諱す能はず、化鳳の手書を出して徴となす。化鳳まさに海寇を平ぐるの功を以て寵眷に膺り、書は乃ち徐典の偽造する所と謂ひ、罪を脱するを得たり。奎は滿人にして漢字を識らざるを以て死を免れ旗に歸る。尙衡と武烈は、二侍郎及び巡撫朱昌祚に賂して、始めて罪を免れ任に復するを得たり。二侍郎、廷樞の自首して擧げざるに坐せしめ、これを杖し、まさに罪に儼せんとす。之榮つとめて爲に辯雪す。乃ちその罪を貫し、賣書賈の王起蛟を斬る。兩廣提督吳六奇、繼佐の恩に感じ、極力營救し、己の官を納れ查の罪に易へんと請ふ。六奇は南藩を平げ下すの人、故に請ふて得ざるなし。部議に謂ふ、查・范・陸の三人、吳之榮の發覺に比せずと雖も、また首事の人に係る、律に依り賞を頒たんと。是に於いて之榮、蔭もて他哈哈番を襲拜するを得、莊朱各罪人の財産の一を給與せらる。查・范・陸また罪人の什物器用を給せらるるも、三人均しく委てて「願みずして去る。」

この記事中の梁化鳳が海寇を平げたことは、黃宗羲『鄭

成功傳』『南疆逸史』鄭成功傳に見える。順治十六年六月、鄭成功は水師を率ゐて長江を遡り、江寧を圍んで明の太祖の孝陵に謁してゐるが、ただちに金陵を攻撃せず、諸軍を城外に分屯させ、無爲に日を過した。このため七月上旬に、梁化鳳の軍に不意を衝かれて大敗し、やがて舟山に退き、ついで臺灣に依據することとなる。この時の戦捷の功を云ふのであらう。

兩廣提督の吳六奇は、『欽定貳臣傳』によると、廣東豐陽の人（豐陽は海陽の誤りか。潮州府に屬する）。順治十一年に招援せられて、鎮潮州撫兵・晉左都督・少師兼太子太保を授けられ、順格と諡せられたと云ふ。また、詩を能くし、自ら諸葛武侯に比し葛如と字した。清初の海寧の詩人で、先後十九年も廣東に流寓し、康熙五年に卒した陳殿柱の「贈吳葛如大將軍」詩（鄒之誠『清詩紀事初編』七引）によると、六奇の祖は海寧籍で、「將軍出身諸生。長郎孝廉」の自注がある。長子啓晉字は長源は、『查東山年譜』に引く查の自著『偶記』に、「晉すでに丁酉の賢書に登る」とあるから、順治十四年にはすでに舉人となつたのであらう。啓晉の弟の啓豐には、『東山七帙乞言啓』の著がある。

處が、吳は元來乞兒であつたと傳へられてゐる。楊鳳苞の謂ふ「兩廣提督吳六奇感繼佐恩。極力營救」も、查繼佐がかつて乞兒であつた吳を助けたと云ふ物語をふまへてのことであらう。これは、王士禛『香祖筆記』三、蒲松齡『聊齋志異』五の大力將軍の條、その他、鈕琇『觚賸』、汪介『嘯旨』等に見え、查繼佐がかつて清明節に、ある古寺で見かけて拾ひ上げた怪力の乞兒がこの吳六奇で、後年、莊史の獄のとき查を助けて恩を報じたと云ふのである（一説に、雪の降る日、門外で出くはしたとある）。乾隆朝の詩人で、「藏園九種曲」で知られた蔣士銓の「雪中人」十六齣は、この物語を戯曲化し、かつ查繼佐をその族弟に當る查繼培のこととしてゐる。梁氏『曲話』三に、「雪中人一劇は吳六奇を寫して頰上に毫を添へ、栩栩として活んと欲す。花交の折を以て結束し、通部更に匠心獨巧を見はず」とあるが、查繼佐もその側室蔣夫人もともに音律を解し（查氏には、「續西廂」・「玉簫絲」の作がある）、家には十餘人の歌姬を蓄へ、查氏の女樂は浙中の名部であつたと云ふから、『年譜』及び徐鉉『詞苑叢談』九の「記事」四に見ゆ。なほ查氏は杭州の西冷に住んでゐた）、花交の一段は、これに基づくであ

らう。

しかし、査の門人沈起の編した『査東山年譜』に引く、査の自著『同學出處偶記』によると、「葛如まさに布衣野走す。世に傳ふ、余、一飯の徳あり、これを懷ふて恩を報ずと。その實、これなきなり」とあり、年譜の庚午三十歳（崇禎三年）の條に、陸晉について次のやうな逸話を傳えてゐる。「先生、十二翁と試に武林に就く（十二翁とは、かつて同里の諸子と創立した曉社の同人十二人を云ふ）。乞兒陸晉・于畏五等に遇ふ。晉は新安の人。抗聲長歌し、目左右に空し。群乞みな唯唯として命を聽く。先生これを異とし、問ふて曰く、なんぢ乞も亦字を識るか。晉笑つて曰く、字を識らざればまた個の乞子と成り得んやと。先生驚いて階を下り、ともに揖して曰く、子はそれ道を得たるものか。いつか乞俯することを捨て朝夕を共にせんと。晉曰く、それ誰か人に衣食せざらんや。吾これを取るは、そのこれを興ふるに如かず。吾勞してこれを取るは、その逸してこれを興ふるに如かず。吾奢りてこれを取るは、その約にしてこれを興ふるに如かず。かつ、これを取りて人をして忌ましめ、これを取りて人の怨をして至らしめ、これを取りて人

の□をして奪はしめ、これを取りて人をして法に抵るべからざらしむるは、これを興へて人樂しみ、これを興へて人損せられず、これを興へて人みな自ら以て福を積むと爲すに何如ぞやと。先生固く請ふ。晉曰く、公等我が意を解せり。暫く知己のために輟めん。遂に邀へて寓に歸り、これがために櫛沐せしめ、これがために衣冠せしむ。同社の諸子みな親しむこと昆弟の如し」とあるのがこれで、吳六奇の次男吳啓豊の『東山七帙乞言啓』、劉振麟・周驥共編の『東山外紀』にも、錢塘の乞兒陸晉のことを載せてゐるから、漁洋や聊齋のいはゆる鐵丐大力將軍のことは訛傳で、陸晉のことが誤り傳はり、藏園の戯曲も、この訛傳に基づいて作られたのであらう。嘉慶の初年に印行された、海寧の吳騫の『拜經樓詩話』も（因みに云ふ、文網の密であつた當時は、理學家の列傳とか詩話に名を假りて、國初の諸老の遺事を傳へることが行はれた）、吳六奇とする傳聞には疑ひを表明してゐる。陸晉は國變後、旗籍に入つて進取し（いはゆる投充）によつて旗籍に入つたのであらう、吳六奇が兩廣提督であつた時、陸は潮州提督であつたと云ふ。査繼佐が捕へられて北京に送られ取調を受けた當時、これを救つたのが

陸晉であることは、『年譜』の康熙元年の條に見える。これによつても、『香祖筆記』や『聊齋志異』の誤りなることが知られよう。

四

桐城の方文（康熙八年卒）の「南潯歎」と題する詩に云ふ。

南潯の一邸 一縣に當る

財貨雲のごとく屯り商賈に便なり（湖州は鹽商が多く出た）

中間 鉅富ある者は誰が子ぞ

質を雍すること百萬 人の羨む所なり

百萬の金錢これ禍の胎もと

片時に飛滅して浮埃の如し

匹夫罪なく璧を懷いだいて罪あり

盡室 誅夷せられまた哀むべし（鄧之誠『清詩紀事初編』七引）

莊史の獄の始末は、まことに方文の詠する通りであるが、多くの人士がまきぞへになつて處刑された。この中、刑死した吳炎と潘耒章、幸ひ釋放された查繼佐と陸圻には、ともに明史に關する述作がある。

吳・潘の著作として今に傳るものは、『吳赤溟集』とそ

の『今樂府』の一篇があり、潘の『國史考異』四卷と『松陵文獻』十五卷があるにすぎぬ。

吳炎は吳江の爛溪の人。字は赤溟、また如晦、號を媿庵と云つた。歸安の諸生となつたが、いくばくもなく明亡び、

一時湖州の山中にかくれてゐたが、順治七年になつて爛溪で伯叔昆季とともに逃之盟、またの名は驚隱詩社を創立し

た。吳江は舟車の集まる交通の要衝であつたから、四方の雄俊がつどひ、蘇州府では最大の詩社であつたと云ふ。

『秋室集』の「書南山草堂遺集後」に載せる、社中の名流の中には、歸莊、顧炎武、戴笠、吳炎、潘耒章、朱鶴齡、

王錫蘭、王仍等の名が見え、楊鳳苞の言にも、「諸君子おのおの疊上履二の節を敦くし（王侯に仕へず、遺民としての節を守ること）、志を林泉に樂しましめ、文酒に跌宕し、角

巾野服して、五湖三泖の間に嘯歌す。また月泉吟社の流亞なり。後の『遺民錄』を續ぐもの、必ずここに取るあらん

か」とある。吳潘の處刑された翌年には、この詩社も解散した。

同邑の潘耒章とは莫逆の友で、ともに明史を著す宿志があつた。錢謙益や顧炎武も藏書を提供して助け（當時の著

作家は、藏書家に就いて、資料を借鈔したのである。石門の呂留良は經濟的な援助を與へたと云ふ。『今樂府』は明一代の詩史で、まづこれを刻して作書の意を示したのである。

錢謙益の「復吳赤溟書」に、「僕、通籍より塵を史局に濫りにし、即ち國史に事^{つとま}るあり。晩に喪亂に遭ひ、偷生視息するも、なほ自ら恕さず、鐘漏の餘年を以て紬書載筆の役を竟^まへんと冀ふ。天いまだ悔禍せず、祝融相ともにし（順治七年の絳雲樓の火災を云ふ）、西京の舊記、東觀の新書、挿架と盈箱と、蕩として煨燼となる。天の我をして斯文に與^{あづか}らしめざるを知る。空門に灰心し、また世間の文字を理めざることに、此に六年なり。……去年逼除^{としのくれ}、『今樂府』の一編を見るを得て、その採擷の富、貫穿の熟、評斷の勇を深く推す、蹇然として喜び、煥然として興りて曰く、いはゆる斯の人が、それ殆ど是か」と褒め、作史者の心がまへに就いて教示を與へ、「徴する所の書籍、考ふべきもの僅に十の一二なり。殘編鬻翰、まま焦爛の餘に出づ。他日まさに悉く求めて以て網羅を佐けん、敢て愛^ましまざるなり」と述べ、資料を供給することを約した。吳縣の翁澍（康熙三十七年卒）にも、「今樂府」七章があり、その題詞に、

「さきに吳江の潘吳の二子、『今樂府』百章を作るを見る。有明三百年間の故事を志^{しよ}し、深く史家の紀述の體を得たり。今その書すでに祖龍に付し、また存せず。間暇にその一二を追倣し、聊か妖祥を紀す」とあるから、康熙二年五月、杭州の弼教坊で潘吳二氏が磔せられて後、未完の明史とともに、焚書の厄に遇つたのであらう（『今樂府』は、民國の初年に『古學彙刊』に收められた）。

吳の「答陸麗京書」——陸圻字は麗京に答へた手紙で、明史に關する諸家の著述を批評し、自己の抱負を述べてゐる。曰はく、「ただおもふに、有明一代の記載の書、舛錯不倫なり。その部を成すもの、海鹽の『吾學』の一編の如き、文章簡質にして頗る陳壽に近きも、未だ國史を觀ず（『實錄』を参照してゐないことを云ふ）、洪建閭の事を記するに謬悠多し。その傳をつくる所、抑そも何ぞ家狀墓志の刪本に似たるや。太倉よく海鹽の失を駁し、『二史考誤』は援據甚だ核なり。筆を操り紀述するに及びて、又輒^{かた}ず己の如意を以てその手を高下す。即ち、『嘉靖以來首輔傳』の如きは、その生平得意の筆なり。華亭・江陵の事を傳ふるや、溢美溢惡、多く信ずるに足らず。彼まさに身その朝を歷、

目その行事を観る。しかも猶かくのごとし。他は又なんぞ怪しまん。晉江の『名山藏』、盱江の『皇明書』、烏程の『史概』の如きに至りては、率ね、奇を嗜み識なきこと多く、引斷據を失す。皆もつて史を害するに足る。而して東莞の陳氏の『通紀』は、これを先正に聞く、もと梁文康の介弟より出で、これを子虛烏有の陳建に託すと。顛倒亂し、天下の耳目、その簞鼓する所となること、殆ど數十年なり。明詔して毀禁すと雖も、これを能く止むるなからん。

嗚呼、史を作るものにして盡く是の若し。將に三百年の積徳累仁、豐功厚業、及びその廢興存亡する所以の故をして、これを草莽に胥委ねしめんとす。尤も恨む可きは、東南鯁生の輩なり。傳奇小説の伎倆を以て、自ら董狐と詡り、或はひそかに故人の枕祕を得て、從ひて敷衍す。その立言の旨を求むるに、目前の一二有力人のために謗を雪ぐの地に過ぎず。故君を醜詆するを憚らず、日月を移易してこれに遷就す。縦へよく味心するも（恥づべきことをするも）、獨り鬼の瞰るを畏れざらんや。某もと潘子と約し、史を読み、國史を以て相ひ證佐し、その得失を指摘するを爲し、疑を闕き信を存し、以て歲月を銷劇し、草木の身を老ゆるのみ。

しかるに足下、にはかに龍門・蘭臺（司馬遷・班固）を以て相ひ期し、その餘緒を書し、人の爲に捉刀せしめんとするは、また過ならずや。數年、孜孜矻矻として、僅に能く洪武の一朝に於いて、什の六七を得たるのみ。建永より下、崇弘より上は、方に汗漫として紀極する所を知らず。幸ひにして我が兩人年いまだ四十ならず。天これに年を假し、我が餘勇を買ひ、差次して帙を成し、以て知己に報ずるを得ば、死すとも恨みず。

谷使君、北地の賢豪を以て、較藝の暇、意を編摩に留め、又、執事の如きものを得て、これがために鼓吹す。甚だ盛甚だ盛なり。しかるに、猥りに下詢を蒙り、これに大札を寵み、侑くるに腆儀を以てす。士に下るの風、古人に滅ぜず。我が兩人、何人にして、敢て長吏に傲り以て名の高きをなさん。然れども私心に自ら量るに、鄰邦の兩褐夫を以て、當事の臺下に奔命するは、縦へ客禮を以て待たるも、亦當事者の自ら處する所以に非ず」と。

海鹽の『吾學』とは、鄭曉の『吾學編』を、太倉は王世貞で、その著『二史考誤』と『嘉靖以來首輔傳』を云ふ。華亭と江陵とは、徐階と張居正とを指し、溢美は徐階に、

溢悪は張居正に、それぞれ該當する。晉江の何喬遠の『名山藏』、盱江の鄧元錫の『皇明書』、烏程の朱國禎の『史概』に對しては、かなりてきびしい批評をしてゐるところをみると、『史概』を粉本とする莊史の述作とは、吳潘の二氏は、殆ど積極的な關係はなかつたであらう。（因に云ふ、萬斯同『石園文集』七の「寄范筆山書」にも、鄭曉『吾學編』以下、明人の史を批評してゐる所がある。）東莞の陳建の『皇明通紀』は、かつてわが國でもかなり流布した書物で、元來、科擧の受験者の時務策の参考書であつたらしく、明の『實錄』を節抄したもので、正徳にとどまり嘉靖以後は諸家の續作がある。しかし、陳建は子虛烏有の人ではなく、實在の人物で、邦人には周知の『學菴通辯』の著者である。これは朱子學の立場から、佛と陸王とを斥責してゐる。『皇明通紀』がここで傳へてゐるやうに、廣東順徳の梁儲（一四五一—一五二七）、字は叔度、諡は文康の弟の著書であるとする、やはり同時代の廣東東莞の人である陳建に假託したものであらうか、信疑の程は詳でない。

東南鯁生輩云々は、恐らく、許重熙・馮夢龍等の野史を指すのであらう。この種の野史には、許の『嘉靖以來五朝

注略』、馮の『甲申紀事』、『中興偉略』、金日升の『頌天臚筆』、朱長祚の『玉鏡新譚』などがあり、馮夢龍は、文學史家のいはゆる三言（『警世通言』・『喻世明言』・『醒世恒言』）の編者としても知られてゐる。かかる野史には、邸鈔から材を取つて編次したきは、もの類が多いやうである。萬曆中すでに『實錄』は傳寫されてやや流布するやうになり、光宗の時に至り、歷朝の『實錄』が具備するに至つたが、卷帙廣大のため購ふことは容易でなく、當時流行の野史には謬悠の談が多いと云ふ（顧炎武）。そして、萬曆の末以來、制藝文の選本（文選・社稿・房書・社會義等の名稱で行はれた）、野史、小説は、坊間の書賈によつて、投機的事業として出版されるやうになつたのである（戴名世『南山集』所收の「九科大題文序」に、「今夫制義之有選本也。始於萬曆壬辰。而自己卯而後。日益多且盛」とある。また、野史の多くは清朝に入り禁書となつた）。

「谷使君以北地賢豪」云々の谷使君とは、河北豐潤の人谷應泰のことである。當時、浙江の提學僉事であつたのであらう。提學僉事を俗に學使者と云ふ。即ち使君である。毛奇齡の『西河合集』墓誌銘十五の「陸三先生墓誌銘」に、

「たまたま督學使谷君、張君天如に倣ひ『明史紀事本末』を作らんとす。金幣を以て麗京を聘し史論を作らしむ。すでにしてこれを辭す」とあるから、谷の幕下に居た陸圻を介して吳炎と潘樞章とを幕下に招き、『紀事本末』をとともに著作させようとしたのであらうが、二人は明の遺民としての節を守り、當事者の下に就くことをいさぎよしとしなかつたのである。なほ、この『明史紀事本末』は、邵廷采の『思復堂集』遺民傳によると、張岱の『石匱書』と、談遷の『國權』に取材して編したとあり、『倪文正公年譜』の徐俌の跋には、徐が谷學使の幕中に在つた時、張子壇（張岱？）と同一と作つたと云ふから、恐らく幕下の衆を集めて完成したのであらう。當時、まだ『明史』は刊定されてをらず、靖難の時事に就いては、建文の遜國を事實としてゐる。

『西河合集』事狀三の「柴徵君紹炳墓狀」によると、陸圻は古文辭を以て名を知られ、鼎革の後、杭州に登樓社を創立した。順治康熙の間に、西冷體と稱せられた詩壇の一流派がこれで、當時漸く流行の氣運に向ひつつあつた宋元詩を、西冷の一派は全く斥けたと云ふ。莊史の獄に坐して

京師に送られる途中、一日、金山の下に泊して鐘磬聲を聞き、「苟も生還することを得て、所も空門に祝髮せざれば、大江の如き有らん」と誓つた。康熙六年には前誓に背かず祝髮してゐる。翌年、丹霞の金道隱師の招ぎで粵に往き、遂に踪跡を絶つたことは、陸圻の長女陸華行が、康熙四十六年に書いた『老父雲遊始末』に見える。圻が五十五歳で出家して以來、すでに三十九年が経過してゐたと云ふこの獄を起した張本人の吳之榮は、康熙四年の夏、癩病で死んだ。なほ、王士禛の『皇華紀聞』によると、陸圻は粵に入つて丹霞の天然（函是）に參禪し、釋名を今竟、別字を與安と稱したとある。函是和尙の弟子には明末の遺老が多く、屈大均とか、明末永曆朝の名臣金堡つまり後の澹歸和尚等があり、弟子の排行には、釋名にすべて今字を用ゐてゐるから、これも事實であらう。しばらく異聞を附記する。

五

潘樞章は、字を聖木、また力田とも云ひ歸安の諸生で、國變後は歸安の韭溪に隱居し、吳炎とともに明の史記を著

作しようとした。吳江の戴笠の「潘力田傳」によると、潘稹章が本紀と諸志とを、吳炎が世家と列傳とを分撰し、年表曆法は王錫闡に屬し、流寇志は戴笠が分擔した。潘氏は既に『實錄』を購ひ、崑山の顧炎武、江陰の李遜之、長洲の陳濟生も、みな典故に熟し、藏書に豊むので、修史のこゝとを援助し、まゝその草稿を錢謙益に示して教を受けたと云ふ。『國史考異』はこの時の副産物であらう。潘稹章撰とあるが、文中、吳の説を引く所があり、吳の補訂を経たのであらう。洪武永樂二朝に就いて、『實錄』や野史の訛傳を列擧して辨證してゐる。これより先、錢謙益にはすでに「太祖實錄辨證」の一篇があり、『實錄』の紕繆を正した。これは『國初群雄事略』とともに、錢氏の明史に對する關心の一端を示すものであるが、錢氏自身に明史の述作の志のあつたことは、『有學集』に收める「賴古堂文選序」に、「己丑の春(順治六年)、余、南囚より釋されて里(常熟)に歸る。盡く本朝の藏書を發ひらき、史乘を哀輯して、數百帙を得、古文を選次して、六十餘帙を得たり。食を忘れ寢を廢し、歲月を窮はめて告成す。庚寅孟冬(順治七年十月)、火を戒めず、新宮三日の哭を爲す。天の我に假すに斯文を

以てせざるを知るなり。息心栖神し、内典に歸依し、世間の文字は、眇然として塵沙の積劫するが如し」とあるによつても知られる。しかし查慎行の『人海記』に、「錢蒙叟、明史二百五十卷を撰す。辛卯九月(順治八年)晦はじめて畢る。越えて後日、絳雲樓(錢氏の藏書樓)火作きる」と云ふのは、事實ではあるまい。絳雲樓の火災は庚寅孟冬であつて、己丑の春からは、二年足らずの短時日にすぎないからである。

さて、『國史考異』ではまゝ錢の「辨證」を駁正してゐる。『有學集』の「與吳江潘稹章書」には、潘の『考異』の援據の周詳、辨析の詳密を稱するとともに、「辨證」と『考異』と牴牾する一二の點で、いささか辨じてゐるが、全體として『考異』の説を認めてゐたやうである。

建文朝の遺事で、後世しばしば問題となるのは、洪武帝崩御の前後に、燕王が南下して淮安まで至り、そのまま北還したのか、または入朝したのか、と云ふことと、燕王の軍が金陵を攻め、金川門の守りが破られたとき、建文は焚死したのか、出亡したのか、と云ふことである。『考異』は、『靖難事蹟』や『遜國記』の説をしりぞけ、『實錄』

によつて、燕王入朝の事實のないことを明らかにした。

建文の行方については、諸説紛紛としてつひに定論はないが、自焚の説の疑ふべきもの三あり、遜去の説の遠るべきもの三ありとして、出亡の事を示唆してゐるのは、ほぼ妥當な見解である。『有學集』に收める「建文年譜序」にも、「謙益さきに罪を史局に待つこと三十餘年、編摩を網羅し、敢て失墜するなし。獨り遜國の時事に於いて、傷心捫淚し、紉書染翰に、しばしば擱筆を促す。その故三あり。一則に曰く、『實錄』微なきなり。二則に曰く、傳文辭を異にするなり。三則に曰く、僞史雜出するなり。……文皇帝（永樂帝）の神聖を以て、明らかに知る、孺子（建文帝）の焚かれざるを。明らかに知る、亡人（逃亡した建文帝）の外に在るを。明らかに知る、その朝に黔に於てし、夕に楚に於てするを。胡濙の張邈邈を訪ふや、人を捨ててこれを仙に求め、その詞を迂にして以てこれを寛くす。鄭和の西洋に下るや、近を捨ててこれを遠に求め、その途を廣くして以てこれを安んず」とある。つまり建文は僧形に身をやつして出亡したが、永樂帝は深くは追究せず、却つてあらぬ方にこれを求めて、暗に逃亡を許したと云ふのである。

これは建文と永樂に對する兩美の辭で、曲筆を免れぬが、胡濙が建文の行方を追うて、天下の州郡郷邑を訪ね、鄭和が海外まで出かけて搜索したことは、清朝で作られた『明史』にも見え、建文を剃髮したと云ふ溥洽が、十年餘りも囚へられてゐたことは、やはり姚廣孝傳に見える。永樂年間に編修された『實錄』が、建文は已に焚死したと斷定したのは、燕王を尊んで篡取の名を蔽ふための考慮からであつて、明代史家には殆ど信用されなかつたやうである^⑤（建文一朝の政治について、その眞實の記載は、すでに永樂の時に毀滅せられた。『太祖實錄』は、永樂年間に兩次の改修を経てゐると云ふ）。ともあれ、『國史考異』が出亡説に左袒しながら、「若しそれ、出亡の實は、則ちその事祕なり。吾得てこれを知らず。必ず二百載の後より、そのともに謀るは何人、跡を寄するは何地なるを、一一指んと欲するは、愚に非れば則ち誕、疑はしきを闕きて可なり」と云ふのは、史を論ずるものとして妥當な態度であらう。

なほ、潘には『杜詩博議』の著のあつたことは、その傳に見える。すでに傳はらないやうであるが、吳江の鈕琇によると、朱鶴齡の『杜詩箋註』には、多く『博議』から

採取してゐるが、その姓氏を諱みて著はさなかつたと云ふ（鈕琇『觚賸』一、力田遺詩。因みに、清朝に於ける考據の學は、明末清初に於ける、『詩經』と杜詩の注釋の業から始まる）。

吳と潘とは、康熙二年二月、捕へられて虎林の軍營に繋
がれ、同年五月、杭の弼教坊で磔せられた。ともに死する
もの二百餘人であつたと云ふ。顧炎武の「詠史」と題す
る詩に、「永嘉一蒙塵。中原遂顛覆。名弧（胡）石勒誅。
觸眇苻生戮。哀哉周漢人。離此干戈毒。去去王子年。獨
向深巖坐」と云ふのは、魏晉の史實を假りて、湖州の史
獄を悼む傷心の作である。顧炎武の高弟で、潘耒の弟で
ある潘耒の手鈔原本には、「聞湖州史獄」と題すと云ふ。
吳潘二氏が杭で刑死した時、たまたま顧炎武は太原に居た。
「寄潘節士之弟耒」詩に、「筆削千年在。英靈此日淪。猶
存太史弟。莫作嗣書人。門戶終還汝。男子獨重身。
裁詩無寄處。掩卷一傷心」とあるのは、恐らくこの時の
作であらう。また「汾州に吳炎潘耒章二節士を祭る」詩に
云ふ、

露 空林に下つて百草残れ

風に臨みて働あり 椒蘭を奠ふ

非溪に血は化して幽泉碧に

蒿里に魂は歸つて白日寒し（日出の後、日入の前を白日と云

ふ）

一代の文章左馬なく

千秋の仁義吳潘に在り

巫は招き虞殞するも俱に零落し

遺書を訪はんと欲するも遠道難し

前聯の「非溪血化幽泉碧」は、李賀の「秋來」詩の「恨

血千年土中碧」により、後聯の「千秋仁義在吳潘」は、劉

宋の王韶之が「贈潘綵・吳遠」詩に、「仁義伊在。惟吳

惟潘。心積純孝。事著艱難。投死如歸。淑問若蘭」

に基づく。吳江の非溪は、國變後、潘耒の隱棲してゐた

處で、順治十四年冬の、歸莊、戴笠、王仍、潘耒の「丁

酉臘月八日在非溪草堂懷寧人道兄聯句三十二韻」と、こ

の聯句に對する顧炎武の、「酬歸祚明戴笠王仍潘耒章四子

非溪草堂聯句見懷二十韻」とが傳へられてゐる（歸莊は、

乙酉の後、祚明と名を改めた。「天祥明德」に意を取るか）。顧

炎武が、潘耒の岳父である王略のために書いた「山陽王君

墓誌銘」には併せて潘耒に言及し、「書吳潘二子事」で

は、二子の史才を稱し、『國史考異』の精審をたたへて、吳潘の節と學とを愛惜してゐる。顧炎武もかつて莊氏の修史のことに招かれたが、莊の不學無識を厭ふて去り、難を免れたのである。

潘耒は、はじめ徐枋に従つて學び、長兄樛章の没後は顧炎武の恩顧を受け、『亭林遺書』とか『日知錄』を出版し、顧氏の學が後世に傳はつたのは、主として潘耒の力である。しかし晩節堅からず、康熙十七年の博學鴻儒の徵に應じて、二等二名で及第し、檢討に用ゐられた。その著に『遂初堂詩文集』二十七卷のあることは、周知のことであらう。

六

查繼佐は浙江海寧の人。初字は三秀、更字を支三と云ひ、伊璜と號した。ほかに二三の別字別號がある。崇禎六年舉人となつた。門人沈起撰、張濤と族孫查穀纂注の『查東山年譜』があり、生涯の行實はこれに精しい。沈起は浙江嘉興の人、字を仲方と云ふ。崇禎十年、查繼佐三十七歳の時、はじめて查の門に入つて弟子と稱し、南京の陥落した乙酉の年に、薙髮して東禪寺の天水和尙の弟子となつた。朱彝

尊の『靜志居詩話』によると、『學園錄(集?)』の著があり、僧名を銘起、字を墨庵と改めたと云ふ。

查氏が莊史の獄に連坐したのは、すでに六十一歳の時である。『年譜』に云ふ、「辛丑春、豫章の王公子一(名は鄭定、江西南昌の人)西湖に捐館す。先生同人とともに爲に喪を治む。陸子麗京、先生に告げて曰く、南潯に莊鏞といふものあり、『明史紀略』を作る。參閱の姓氏に、首に東山を列し、次に范子文白(名は黉、次は某に及ぶ、共十八人)序を作るものは、李霜回なり。先生殊に駭く。いはゆる大いに警むるものは定ず此を以てせん。……因りて牒を督學に投じ、手づから四六の體を著し(督學に與へた四六文の上申書である)、……並に范・陸の名を牒に入る。范・陸は知らざるなり」と。一方、陸莘行の『老父雲遊始末』には、「康熙二年壬寅春二年。父の友王子一なるもの閩より浙に至り、昭慶寺に寓す。忽ち疾作る。父すみやかに爲に調治し(陸圻は醫者でもあつた)、晝夜やまず、王竟に起たず。父ために資を斂めて棺殮し、并せて牀頭の十金を出し、その僕をして柩を扶けて里に歸らしめ、同人とともに送りて江潯に至る。父のために言ふものあり、湖州の莊姓なるも

の、著す所の穢史、本朝に抵觸し、兼ねて查・陸・范の評定の姓名あり、大いに便あらずとなすと。父曰く、風馬牛相及ばず、何ぞ此あるを得んと。家に歸りて自ら思ふに、范君文白は遠く海昌に隔り、相聞くに及ばず。查君伊璜、住居遠からず、何ぞ一たび詢はざると。因りて查に往くに、查たまたま他出す。父書室に入るに、案頭果して此書あるを見る。查歸る。父これに謂ひて曰く、此何物ぞ、尙これを置くか、もし早く圖らざれば、禍まさに作らんとすと。

因りて牒を文宗(督學)に具す。文を湖郡教諭趙君宋に行り查驗せしむ」とあり、記載に異同はあるが、ともかく事件の起る前に當事者に訴へ出たため、查、范、陸の三人はあやふく罪を免れることとなつた。陸圻が錢塘で醫者をしてゐたことは、康熙九年に書かれた、黃宗羲の「高且中墓誌銘」に、「時に陸麗京、身を避けて、醫人となることす、十年、吳中これを陸講山と謂ふ。病に調するもの市の如く、且中出でて講山の門にはかに衰ふ」とあり、全祖望の「陸麗京先生事略」にも見える。

查氏には多くの著書があつたやうであるが、乾隆以來、禁網を恐れて、たとへ藏するものも秘して借鈔を許さず、

近年、『晚明史料叢書』の一冊として刊行された『國壽錄』と、かつて『四部叢刊』三編に收められた『罪惟錄』と『東山國語』とが、今に行はれるにすぎない。この中、『罪惟錄』は、順治十二年、查氏五十五歳の時に著述を始め、二十年の歲月を経て完成した、明一代の歴史作品である。『年譜』に引く查の『得案日記』に、「……『史概』

はなほ未刻草四十本あり。湖の潯の朱相國國禎の遺筆たり。國禎才は弱きも考核最も詳、信史と稱せらる。この草すてに同里の貢生莊鐘の家^に質す。鐘、紀略の志あり、人をし繕膳せしめること兩月、竟にその質を還す。又、沈蒼□に質す。蒼□これを寶とし、原本得べからず。これを莊氏に問ふに、忌みてともに校せず、余素より、一も南潯に至らず。たまたま鐘の弟廷鉞吾^に在り。余の門に束脯す。曰く、家兄、獨りこれをなさんとおもひ、人に分つを欲せざるなり。且先生これを須ひざれと。余遂に明史の役あり、改めて『罪惟錄』と曰ふ」とあるから、始め朱國禎の『史概』を續ぐ意圖であつたが、果さず、つひに獨自に明史を著すこととなり、釋放されて後、書名を『罪惟錄』と改めたのである。久しく湮滅して著れず、清末宣統中、繆荃孫の

「罪惟錄跋」(『藝風堂文滄存』乙丁齋四)によつて、再びその一斑が世に紹介された。

① 陳寅清『榴龕隨筆』に云ふ、「或ひと逆書の罪を致すの由を問ふ。余細を知らず。但これを前人に聞く。曰く、書中云ふ所の王某の孫増は即ち清の德祖なり。云ふ所の建州都督は、即ち清の太祖なり。而して名を直書す。又云ふ、長山薊れて銳士恨を沙嶺に飲み、大將還りて勅卒左征に銷亡す。此の如きの言、李如柏・李化龍・熊明遇の傳中に散見す。又、孔・耿を指して叛となす。又、丙辰より癸未まで、ともに清の年號を書せず。陸武・永曆の即位正朔に於いて、必ず大書特書す。その禍を取るの端此の如し。況んや、志・表・帝紀・世家なく、ただ列傳あり。即ち、王陽明の一傳は、上下卷あり、共三百餘頁。その充長にして體裁なきこと知るべきのみ。いはゆる三長五難なるもの

安くに在らん」と。清朝時代には、建州の二字を用ゐることは忌諱された。『明史』では、建州の事に遇へば、殆ど删除してゐる。

② 莊氏の『明史輯略』の殘本と云ふれこみで、先に『四部叢刊』に取められた『明史鈔略』の性質については、孟森(一八六七—一九三七)の『書明史鈔略』に考證がある。張元濟の解題は訂正を要する。

③ 康熙年間に修められ、乾隆の初年に告成した『明史』の建文紀が曖昧な表現ではあるが、建文の焚死を説くのは、帝王に野竄幸存の理はなく、崇禎の太子に繋ぐ天下の望を斷つためであつた。しかし、故宮から發見された乾隆四十二年の重修本『明史本紀』では、建文紀の末に「棣(燕王)遣中使出后屍於火。詭云帝屍。越八月壬申。用學士王景言。備禮葬之」の改定があると云ふ(孟森『明代史』靖難兩疑案之論定)。さはや清室の基礎が固まり、忌諱する必要がなくなつたからであらう。(京都大學助教授)

Japan and Korea in Ancient East Asia

—about the establishment of “Ta-ch’üan” 大王

by

Yoshitane Sakamoto

In Paik-chyöi 百濟 in the 5th century the so-called “Paik-chyöi Ta-ch’üan” 百濟大王 had been established who was accompanied by “Ch’üan” 王 and “Hou” 侯. In those days, however, about the same time “Ta-ch’üan” 大王 had been established in Japan and other Korean countries, too; that is, in Ko-ku-ryö 高句麗 at the end of the 4th century, in Wei-kuo 倭国 in the first half of the 5th century, and in Silla 新羅 in the middle of the 6th century.

To trace back its establishing process, we may be able to find the similar phenomena, among which are rapid development of their dominion, subjugation of their neighbouring countries—by bringing a tribute and putting in pawn—sometimes Ts’ê-li 冊立 of other princes; on the other hand the very king was awarded Fêng-ts’ê 封冊 from the then dynasty of China, through which his state showed its independence, and established each foothold in the international society of East Asia; “Ta-Ch’üan” 大王 had been established through the above process.

This article is to specialize the international motive in this establishing process of “Ta-Ch’üan” 大王 in Korea and Japan.

A History of Ming 明 Dynasty edited by Chuang 莊 in
Hu-chou 湖州 and its Historians

by

Yukihiko Yuasa

The well-known Chuang-shih 莊史 case at Nan-sin 南潯 in Hu-chou 湖州 is not to be found in “Ts’ing-tai-wên-tzŭ-yu-tang” 清代文字獄檔,

and the difference in the reports of its story made it impossible for us to judge their propriety. In "Chuo-ying-lou-shu-pa" 著硯樓書跋 by Pán-ching-chêng 潘景鄭 published the other year, the author praised "Chuang-shih-shih-an-pên-mê" 莊氏史案 本末 by Fu-i-li 佺以禮, the documents of which we have ever examined except for "Kung-an-pi-chi" 恭菴筆記 by Fei-san-ch'i 費三圻, but many were written on rumours except "Liu-k'an-sui-p'i" 榴龕隨筆 by Ch'ên-yin-ts'ing 陳寅清 who made friends with Chuang 莊; "Tsiu-szü-t'ang-i-tsi" 秋思堂遺集 by Mrs Lu-sin-hsing 陸莘行 told only a story of her remembrance as many as forty years ago. With the documents, including "Ch'a-chi-cha-nien-pu" 查繼佐年譜, we can supply or revise the historians' descriptions which were quoted by Fu 傳.

This article outlines this case, and tries to appreciate the historians Wu-yen 吳炎 and P'an-chêng-chang 潘檉章 who were involved and killed in this event, and the prominent men Ch'a-chi-cha 查繼佐 and Lu-ch'i 陸圻 who were falsely accused.

Le Jacobinisme et le Mouvement des Sans-culottes

par

Akira Okamoto

Après avoir recherché quelques problèmes sur le mouvement des Sans-culottes* il me reste de les approfondir en considérant les idées politiques des "Jacobins" (le jacobinisme), leaders gouvernementaux en l'an II, et leurs relations avec des mouvements populaires.

Pour les Jacobins qui se voyaient chargés les tâches à réaliser les idées de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789, de laquelle, d'après Robespierre et Marat, les indigents devaient bénéficier, les Sans-culottes étaient une force alliée dont les actions directes devaient être justifiées et incitées au point de vue politique. Cependant le jacobinisme comprend un principe défavorable aux Sans-culottes, le